破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２２５２号
福岡県朝倉郡筑前町栗田1702番地１
破産者　石川　博章
１　決定年月日　平成25年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４号
奈良県大和高田市大字根成柿380番地１　ネオシティ大和高田Ｂ棟130、住民票上の住所奈良県吉野郡天川村大字九尾113番地
破産者　寺中　章人
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第２１２４号
福岡市博多区住吉４丁目２番２―807号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区金の隈１丁目32番16号
破産者　和田　康司
１　決定年月日　平成25年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２１８号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目10番20―310号
破産者　本間　俊之
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６０号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜３丁目７番２号
破産者　福島　祐子（旧姓畑中）
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２０６９号
福岡県筑紫野市俗明院２丁目７番３号フレグランス俗明院A102号
破産者　西方　一道
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４４１号
福岡県朝倉市千代丸119番地１水城ハイツ101号
破産者　本石　静明
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５８号
北海道茅部郡森町字東森町123番地３
破産者　松居　一浩
１　決定年月日　平成25年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第８４号
秋田市御所野下堤１丁目14番４号　サンヴィレッジ御所野202号、前住所秋田市御所野地蔵田５丁目６番８号
破産者　鎌田美也子
１　決定年月日　平成25年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５号
山形県鶴岡市林崎甲70番地内１番地
破産者　佐藤　りえ
１　決定年月日　平成25年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第６３号
神奈川県秦野市東田原42番地の５　片野コーポ７号、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市寺山936番地
破産者　久保田泰義
１　決定年月日　平成25年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１３号
石川県河北郡津幡町字太田ほ272番地４、従前の住所金沢市本町２丁目17番５号
破産者　泉　　匡隆
１　決定年月日　平成25年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第７号
愛知県一宮市千秋町芝原字五十分402番地１アメニティーコーポM101号
破産者　嶋田　　健
１　決定年月日　平成25年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７９号
島根県邑智郡川本町大字川本610番地
破産者　福間　巴恵
１　決定年月日　平成25年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第８０号
島根県邑智郡川本町大字川本610番地
破産者　福間　健史
１　決定年月日　平成25年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１１４８号
広島市安佐南区沼田町大字大塚2164番地　第12平勝ビル401
破産者　村上　博行
１　決定年月日　平成25年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７５号
広島県廿日市市上平良86番地５
破産者　山田　克之
１　決定年月日　平成25年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４７号
愛媛県四国中央市金生町下分1244番地の２
破産者　越智　義人
１　決定年月日　平成25年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第３９号
宮崎県西諸県郡高原町大字広原801番地
破産者　佐藤　直美
１　決定年月日　平成25年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部